

インターネット利用規程

香美町立村岡中学校

- 1 この規程は、香美町立村岡中学校（以下「本校」という）におけるインターネット利用上に必要な事項を定めるものとする。（インターネット利用の基本）
- 2 本校は、インターネットを利用するにあたり、生徒の個人情報の保護に努め、いかなる個人・団体の権利も侵害しない範囲内において、教育目標を具現化し、教育課題の推進に寄与するよう努めなければならない。
（インターネットの主な利用形態）
- 3 インターネットの主な利用形態は、つぎの各項に定めるものとする。
 - (1) 情報の発信及び受信 各教科や特別活動および総合的な学習の時間等での学習事項のまとめ等を、学校のWebページで発信する。
 - (2) 情報検索および収集 Webページ、電子メールを使用して学習に関連する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り回答を得たりする。
 - (3) 教材作成 Webページ、電子メールを使用して授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して、教材作りに活用する。
 - (4) 国内および国際交流 Webページ、電子メールを使用して、国内の学校や海外の学校等との交流を行う。
 - (5) その他インターネットの教育活動の目的を達成するために、学校長が特に認める場合。
（個人情報の発信とその範囲）
- 4 インターネットでは原則として個人情報を発信することはしないが、教育上必要な場合には、本人及び保護者の同意をもとめる。
- 5 インターネットで発信する生徒の個人情報の範囲は、すでに個人情報が新聞等で掲載されている場合として、つぎの各項に定めるところによる。
 - (1) 氏名…原則として姓を用い、名は使わない。ただし、教育上必要がある場合には、学校長の許可のもと、フルネームを使うことも可とする。
 - (2) 写真…生徒の写真を使う場合は、集合写真や正面からではない写真等、個人が特定できないよう配慮する。
 - (3) 意見・主張等…生徒の意見、考え、主張等については、教育上の効果が認められる場合において発信することができる。
 - (4) その他の個人情報…住所、電話番号、生年月日、趣味・特技は発信しないものとする。ただし、相手が特定される電子メール等の場合には、必要に応じて、年齢、趣味・特技等の自己紹介程度の個人情報を発信することができる。この場合においても、氏名、住所、電話番号、生年月日は発信しないものとする。
 - (5) 作品…生徒の作品は、本人及び保護者の同意を得て、発信することができる。（教師による指導の徹底）
- 6 インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権、知的所有権に配慮するなど、インターネットにおける基本的モラルに留意する。
- 7 授業等で生徒がWebページや電子メールで発信するデータや情報は、教師の確認を経て、外部に発信するようにする。
- 8 インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。（取り扱い担当者）
- 9 学校長は、インターネットの利用の適正を図るため、インターネット取り扱い担当者を置くものとする。
（Webページ上での規定の明記）
- 10 本利用規定を学校のWebページ上で必ず明記するものとする。（附則）
- 11 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。